令　和　８　年　１１　月　募　集

市営住宅入居申込案内

○　市営住宅へ入居を希望される方は、この案内をよく読んで申し込んでください。

○　募集は空き家ができたときにおこないます。
○　募集期間・内容は、募集月の広報「ふちゅう」に掲載します。
○　庁舎玄関外の掲示板に掲載します。
○　団地ごとに入居申込を受け付けます。
○　募集期間中に応募が無い場合は常時募集にすることがあります。

１．募集のあらまし　……１ページ
２．入居申込方法　……１ページ
３．申込から入居決定まで　……２ページ
４．入居決定から入居まで　……３ページ
５．申込に必要な書類　……４ページ
６．入居申込資格　……５～７ページ
７．認定月収の計算方法　……８～１０ページ
８．選　考　方　法　……１１ページ
９．申込の際の注意事項　……１２ページ
１０．そ　　の　　他　……１２ページ

お問い合わせ先：府中市役所建設部監理課住宅政策係

電話番号　０８４７－４４－９１７２（直通）

１．募　集　の　あ　ら　ま　し

市営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を決めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を決めるものとがあります。

市営住宅への申込をされる場合は、次のような入居資格要件がありますので、この「市営住宅申込案内」をよく読んで申し込みください。

○　府中市の条例及び規則で定める収入基準以下であること

○　世帯向け住宅に関しては親族と同居すること

○　単身入居可能住宅に単身で入居する場合は、単身入居資格要件に該当していること

○　住宅に困窮していること（持家の人は原則として申込できません。）

○　市町村税等を完納していること

○　過去に市営住宅入居者及び同居者で、家賃又は市営住宅に係る損害賠償金に滞納がないこと

○　申込者又は同居者が暴力団員でないこと

※詳細については、「市営住宅申込案内」の 5～7 ページでご確認ください。

２．入　居　申　込　方　法

市営住宅申込整理票に必要事項をご記入の上、受付機関に次のことを注意して提出してください。

１．申込は、1 世帯につき 1 戸のみ申し込むことができます。２戸以上申し込まれると、全ての申込が無効となります。

２．市営住宅申込整理票の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。また、「連絡電話」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。

※　「入居資格本審査に必要な書類」（４ページ参照）は、入居資格本審査日において入居候補者及び補充者に提出していただく書類となりますので、申込の段階では必要ありません。

３．申込から入居決定まで

申込の受付 （入居資格仮審査）	「市営住宅申込整理票」を受付機関に提出してください。

※　市営住宅申込整理票によって入居資格の仮審査（重複申込の確認など）を行い、入居資格がないと判断された場合には、この時点で失格になります。（正式な入居資格審査は、抽選会終了後の指定した日時に改めて行います。）

抽選会開催通知	抽選日時・抽選場所を文書で通知します。

公開抽選会	抽選会には申込者本人に参加していただき、入居申込候補者及び補充者を決定します。

※　申込者本人がやむを得ず抽選会に参加でない場合は、代理人を立ててください。また、代理人には委任状を託してください。
なお、無断で抽選会を欠席された場合は棄権とみなします。

入居申込候補者決定及び入居資格本審査の通知

入居資格本審査	指定する日時までに市役所３階監理課住宅政策係又は上下支所地域づくり係に必要書類を持参していただき、入居資格本審査を受けていただきます。

※　次の場合は失格となりますので、ご連絡ください。

①入居資格本審査に欠席された方

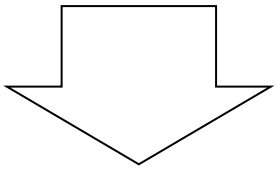
②資格審査の結果

- 収入基準以下であること、世帯向け住宅に関しては親族と同居すること単身入居可能住宅に単身で入居する場合は単身入居資格要件に該当すること、住宅に困窮していること、市町村税等を完納していること、暴力団員でないこと等の入居資格に該当していない場合
- 申込整理票と内容が相違した場合など

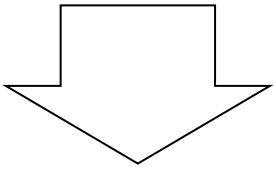
入　　居　　決　　定

４．入居決定から入居まで

入居決定の通知	入居に必要な書類を交付しますので決定のあった日から１０日以内に準備してください。 ○　請書（緊急連絡人の記入が必要です。） ○　敷金（入居時家賃の３ヶ月分） ○　入居誓約書



入居手続及び 入居時現況確認	○　入居手続は入居時現況確認時（現地での立会）に行い、鍵をお渡しします。 ※ 立会は日程調整をして行いますので連絡をしてください。 ○　入居の手続きと入居後の注意事項などを説明しますので、入居者本人が出席してください。 ○　入居時に現況の確認を相互に行い、確認書の取り交しをします。 ○　請書の提出・敷金の納付などが完了した方に入居許可証を発行します。



入　　居	鍵の交付を受けた日から入居できます。 ただし、入居可能日から１４日以内に入居していただくことになります。

５．申　込　に　必　要　書　類

●入居資格本審査に必要な書類

次の１～４書類を提出してください。（郵送による受付は原則しません。）

１	市営住宅入居申込書	
２	住民票記載事項証明書又は 住民票	○世帯全員の続柄が明記してあるものが必要です。 ○市役所等で証明を受けてください。 ○３ヶ月以内に発行されたもの。
３	収入を証明する書類 （所得証明書、源泉徴収票等）	○所得のある・なしにかかわらず、全員必要です。 （中学生以下は必要ありません。） ○市役所等で証明を受けてください。
４	市町村税等の完納証明書	○課税のある・なしにかかわらず、全員必要です。 （中学生以下は必要ありません。） ○市役所等で証明を受けてください。 ○手続期間中に発行されたもの。

次のア～シに該当する方はそれぞれの区分に応じて書類を提出してください。

ア	前年から申込時までに就職された方	収入（見込みを含む）証明書
イ	前年から申込時までに年金が受給開始された方	年金支払通知書
ウ	現在離職（退職）している方	離職票又は退職証明書
エ	婚約中で結婚予定日まで３ヶ月以内の方	婚約証明書
オ	生活保護法の規定に基づく保護を受けている方	福祉事務所長の証明書
カ	身体障害者福祉法施行規則別表第５号の身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳又は 福祉事務所長の証明書
キ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する精神に障害がある方	療育手帳又は福祉事務所長の証明書
ク	戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者でその身体上の障害の程度が恩給法別表第１号表第３第１項症以上の方	都道府県援護事務主管（部）課長の証明書又は戦傷病者手帳
ケ	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第８条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則第２条に規定する特別手当証書
コ	海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して５年を経過していない方	都道府県援護事務主管（部）課長の証明書
サ	ハンセン病療養所に入所している方	国立ﾊﾝｾﾝ病療養所その他の厚生労働大臣が定めるﾊﾝｾﾝ病療養所に入所していることがわかるもの
シ	配偶者暴力防止等法第１条第２項に規定する被害者の方	女性支援センター等の証明、裁判所の保護命令決定書又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の写し
ス	パートナーシップ関係にある方	パートナーシップ証明等（パートナーシップ宣誓制度に基づき発行される受領書、受領カード等）の写し
セ	犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族	事故証明の写し、同意書等 （必要書類は要相談）

６．入　居　申　込　資　格

市営住宅に申込する方は、次の（１）～（６）のすべてに該当することが必要です。

（１）府中市営住宅設置、整備及び管理条例で定める収入基準以下であること

認定月収が**１５８，０００円以下**であること。ただし、つぎの①～⑦のいずれかに該当する世帯については、**２１４，０００円以下**であること。
（※認定月収の算定は８ページの「７　認定月収の計算方法」をご参照ください。）

① 申込者が６０歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上の方又は１８歳未満の方である世帯

② 申込者又は同居者が障害者基本法第２条に定める障害者であって、次のア～ウに掲げる障害の程度の一に該当する方である場合

ア 身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が、同法施行規則別表第５号の１級から４級までであること。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級又は２級の精神障害者

ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

③ 申込者又は同居者が戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表の３の第１款症である場合

④ 申込者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定により厚生大臣の認定を受けている方である場合

⑤ 申込者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方である場合

⑥ 申込者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合

⑦ 同居者に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者がある場合

（２） 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。原則として、夫婦（婚約者、内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）又は親子を主体とした家族であること。

※１　婚約中の申込については結婚予定日より３ヶ月前から申込ができます。

※２　世帯を不自然に分離又は統合した申込はできません。

※３　兄弟姉妹だけで構成された世帯及び未成年または学生だけで構成された世帯の申込はできません。

※４　同居親族がいることが原則ですが、床面積が**４５㎡**以下の住宅については、次の①～⑨までのいずれかに該当する方は、同居親族がいなくても単身で入居できます。

① ６０歳以上の方

② 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者でその障

害の種類に応じた程度はア、イ又はウに定めるもの

ア　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度

イ　精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれかに該当する程度

ウ　知的障害　イに規定する精神障害の程度に相当する程度

体上の障害がある方として記載されている方で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までであるもの

③　戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表の３の第１款症であるもの

④　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

⑤　生活保護法第６条第１項に規定する被保護者

⑥　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの

⑦　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

⑧　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でア、イ又はウのいずれかに該当するもの

ア　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定（同法第２８条の２において準用する場合を含む。）の一時保護、同法第５条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２３条第１項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して５年を経過していない者

イ　配偶者暴力防止等法第１０条第１項又は第１０条の２の規定（同法第２８条の２において読み替えて準用する場合を含む。）により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

ウ　配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成２０年５月９日雇児福発第０５０９００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関若しくは関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成１６年３月３１日国住総第１９１号国土交通省住宅局長通知）に基づき、公

営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（別記様式１）による確認がされている者

⑨　府中市犯罪被害者等支援条例（平成 28 年府中市条例第 31 号）第２条第４号に規定する犯罪被害者等（犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に居住し、勤務し、又は通学するもの）

（３）現に住宅に困窮していること。

次のような方が該当します。

例）　○　住宅用でない建物に住んでいる。
　　○　部屋が狭い。
　　○　他の世帯と炊事場又は便所等を共同で使用している。
　　○　家賃が高すぎる。
　　○　家主等から正当な理由により立ち退き要求を受けている。
　　○　通勤に時間がかかりすぎる。

※１　公営住宅（県市町営住宅）の使用名義人や、持家の人は原則として申込できません。

（４）申込者又は同居者が市町村税等を完納していること。

（５）申込者又は同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（６）過去に市営住宅入居者及び同居者で、家賃又は市営住宅に係る損害賠償金に滞納がないこと。

７．認定月収の計算方法

認定月収＝｛(A) 年間総所得金額－ (B) 公営住宅制度上の控除額｝÷１２

(A) 年間総所得額

収入のある方を個別に算出しますが、収入の種類によって計算方法が異なります。計算方法の詳細については８ページから９ページをご参照ください。

(B) 公営住宅制度上の控除額

同居親族の人数等、公営住宅法施行令第１条第３号に規定される控除額です。種類、金額等の詳細については、１０ページをご参照ください。

（A）年間総所得金額の計算方法

○年金収入の場合

年齢	年間総収入金額	年間総所得金額
65歳以上	1,100,000 円以下	０円
	1,100,001 円以上 3,300,000 円未満	年金総額－1,100,000 円
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金総額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年金総額×0.85－685,000 円
65歳未満	600,000 円以下	０円
	600,001 円以上 1,300,000 円未満	年金総額－600,000 円
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金総額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年金総額×0.85－685,000 円

○給与所得者の場合

年間総収入金額(税込み)	年間総所得金額
651,000 円未満	０円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	総収入金額－650,000 円
1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	年間総収入金額×0.7－ 80,000 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	年間総収入金額×0.8－ 440,000 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9－ 1,100,000 円
8,500,000 円以上 10,000,000 円未満	年間総収入金額－ 1,950,000 円

1,900,000 円未満は、端数整理しない。

年間総収入金額を端数整理して下さい

年間総収入金額 / 4,000 ＝ □ 小数点以下切捨

□×4,000＝年間総収入金額

（例）

2,979,369÷4,000=744（小数点以下切捨）

744×4,000＝2,976,000

（参考）入居可能収入基準早見表

※１．　給与所得者の場合で、収入のある方が１人の場合の基準収入額は次の金額です。

２．　申込をする世帯に、老人扶養親族、障害者、寡婦及びひとり親等に該当する方がいる場合は次の表とは金額が異なります。

世帯別	入居人数別（非課税の扶養者数を含む）の年間総収入額（税込み）円					
	１人	２人	３人	４人	５人	６人
裁量階層世帯	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下
裁量階層世帯 以外の世帯	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下

＊裁量階層世帯　……　５ページ（１）①～⑦に該当する世帯

○事業所得の場合

年間総収入金額－税法上の必要経費＝年間総所得金額

（B） 公営住宅制度上の控除額

控　除　名	控　除　対　象　者	控　除　額	
同居者控除	申込世帯のうち申込者以外の方	１人につき	３８万円
扶養親族控除	同居親族以外の方で所得税法上の扶養親族の対象者として認められている方		
寡婦控除	合計所得が５００万円以下のうち、次のいずれかの方 ① 夫と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で、扶養親族（子以外）を有する方 ② 夫と死別したのち婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。） ※ひとり親控除該当者及び住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同等の記載があるものは対象外	本人の所得から	２７万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている子（年間総所得等が５８万以下）を有する単身者の方で、合計所得が５００万円以下の方		３５万円
特別障害者控除	精神又は身体に重度の障害がある方で、手帳などを交付されている方（身障者手帳１～２級、療育手帳 AA、戦傷病者手帳特別項症～第３項症等）	１人につき	４０万円
障害者控除	精神又は身体に障害がある方で、手帳などを交付されている方		２７万円
老人扶養控除	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で 70 歳以上の方		１０万円
特定扶養親族控除	一般控除対象者のうちで所得税法上の扶養親族で年齢１６歳以上２３歳未満の方		２５万円
給与所得者控除又は公的年金等所得者控除	年金もしくは給与所得を有する方		１０万円

※　特別障害者控除を受ける方は、障害者控除を重複して受けることはできません。

８．選　考　方　法

１．募集の際に１部屋に２人以上の申込がある場合は、公開抽選により選考します。

２．抽選で入居申込候補者及び補充者を決定します。

３．入居申込候補者が入居資格本審査を辞退した場合は、補充者が繰り上げ当選となります。

９．申込の際の注意事項

１．申込は、一世帯一部屋に限ります。

２．市営住宅入居申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があった場合、申込又は入居決定が無効となる場合があります。

３．住宅の下見には、応じておりません。

１０．そ　の　他

１．家賃は入居者及び同居者の収入及び住宅の立地条件、住宅の広さ、建築後の経過年数など住宅の便益に応じて決まります。

２．家賃は毎月、月末（金融機関が休業のときは翌営業日）が納期となります。
滞納しないようにお願いします。

３．家賃を３ヶ月以上滞納すると住宅の明け渡しを請求する場合があります。

４．浴槽及び風呂釜がないタイプの住宅に入居する場合は、各自で設置してください。

５．犬・猫等のペット類の飼育は厳禁です。